

川俣町新型コロナウイルス感染症対策本部からのお知らせ

令和4年6月1日発行 No. 32

【連絡先:川俣町役場 566-2111】

イベント等名	内容	開催日時	問い合わせ先	会場名
日山山開き（山木屋）	中止	6月5日（日）	政策推進課まちづくり推進係 内線 2406	里山

5歳～11歳の方の新型コロナワクチン接種について 【問い合わせ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】

対象となる方へは、接種券を送付しております。6月の日程は次のとおりです。
3週間の間隔をあけて2回接種をします。2回目は1回目と同じ曜日と時間になります。
※ 12歳を迎えた方は、小児用ワクチンではなくなりますので、こちらの日程で受けることはできません。接種希望の場合はコールセンターへご連絡ください。

【接種日程】

	1回目		2回目		会場	予約枠
1	6月15日（水）	午後	7月6日（水）	午後	むとうこどもクリニック （川俣町字瓦町31）	10

コールセンター 024-597-6321 午前8時30分～午後5時（土日祝日を除く）

【予約の方法】

接種券が届いてから予約をしてください。詳しくは接種券に同封します。
予約は、電話、インターネットの2つの方法で受け付けます。

【使用するワクチン】

ファイザー社小児用ワクチン（3週間間隔で2回接種 1回0.2ml）
※ ワクチンについての説明書を接種券に同封しますので必ずご確認ください。

3回目の新型コロナワクチン接種について 【問い合わせ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】

3回目接種の対象は、2回目の接種を終了した日から6か月以上経過した方です。6か月を迎えた方から、順次「接種券」を郵送しています。6月は、2回目を昨年12月に接種した方へ案内しています。

1・2回目を町内で接種した方へは、あらかじめ接種日程を指定しておりますので、変更を希望する場合はコールセンターへご連絡ください。

4回目の新型コロナワクチン接種について 【問い合わせ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】

4回目接種は、6月中旬から接種券を発送し、7月から開始予定です。

【対象者】

川俣町に住民票があり、3回目接種から5か月以上経過した方で、次の①または、②に当てはまる方

- ① 60歳以上の方
- ② 18歳以上で基礎疾患のある方、重症化リスクが高いと医師が認めた方

※ ②に該当する方は、事前に申請が必要です（申請がない場合は接種券を発行できません。）

【接種券の発行について】

対象となる方へは、3回目接種から5か月以上経過した方へ順次発送します。

②18歳以上で基礎疾患のある方、重症化リスクが高いと医師が認めた方は、事前に申請が必要です。3回目を町内で接種した方へは、接種日程をあらかじめ指定します。変更希望の場合はコールセンターへご連絡ください。詳しくは接種券の通知でご確認ください。

18歳～59歳の4回目新型コロナワクチン接種の申請について 【問い合わせ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】

18歳～59歳の方で、基礎疾患のある方または、重症化リスクが高いと医師が認めた方で3回目接種を終了している方は、申請をしていただくことにより4回目接種を受けることができます。

【申請期間】

令和4年6月8日（水）～令和4年6月22日（水）

※ 6月22日以降も随時受付します。

【申請方法】

川俣町ホームページの申請フォームから必要事項を入力の上、申し込みをしてください。インターネットの申請が難しい方は、コールセンターへご連絡ください。

コールセンター 024-597-6321 午前8時30分～午後5時（土日祝日を除く）

【対象となる基礎疾患について】

※ 基礎疾患に該当するかご不明な場合は、事前にかかりつけ医等にご相談ください。
皆さんそれぞれにご事情が異なるためこちらで判断することは出来ません。

(1) 以下の①～⑭に掲げる病気や状態の方で、通院又は入院している方

- ①慢性の呼吸器の病気
- ②慢性の心臓病（高血圧を含む。）
- ③慢性の腎臓病
- ④慢性の肝臓病（肝硬変等）
- ⑤インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病または他の病気を併発している糖尿病
- ⑥血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）
- ⑦免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。）
- ⑧ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- ⑨免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- ⑩神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
- ⑪染色体異常
- ⑫重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
- ⑬睡眠時無呼吸症候群
- ⑭重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、または自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）

※ ただし、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」の療育手帳を所持している方へは、申請がなくても接種券を発行します。

(2) 基準（BMI 30以上）を満たす肥満の方

※ $BMI = \text{体重 (kg)} \div \text{身長 (m)} \div \text{身長 (m)}$

※ BMI 30の目安：身長 170cm で体重 87kg、身長 160cm で体重 77kg

【ワクチン】

使用するワクチンはファイザー社製または武田／モデルナ社製になります。
国からのワクチン供給状況により決まります。